

## 議第百五号議案

東北電力女川原子力発電所二号機の稼働の是非に係る県民投票条例制定の請求について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項の規定により、平成三十一年二月十二日、次の「東北電力女川原子力発電所二号機の稼働の是非に係る県民投票条例」制定の請求を受理したので、同条第三項の規定により、別紙のとおり意見を付けて付議する。

平成三十一年二月二十一日提出

宮城県知事 村 井 嘉 浩

東北電力女川原子力発電所二号機の稼働の是非に係る県民投票条例

### （目的）

第一条 この条例は、宮城県民の生命・暮らし、子ども達の未来に重大な影響を与える東北電力女川原子力発電所二号機の稼働の是非について、県民一人ひとりが当事者として考え、その意思を示すための公正かつ民主的な手続きを確保することにより、中長期的エネルギー政策とそれを基軸とする地域経済・地域社会のあり方に係る住民自治を推進し、もって県政の民主的かつ健全な発展を図ることを目的とする。

### （県民投票）

第二条 東北電力女川原子力発電所二号機の稼働の是非（以下、「投票案件」という。）に関する県民の意思を明らかにするため、県民による投票（以下「県民投票」という。）を行う。

2 県民投票は、県民の意思が正しく反映されるものでなければならない。この条例の解釈および運用は、県民の意思表明の自由を保障するとともに、県民の意思形成の機会拡大に資するよう、これを行わなければならない。

(県民投票の執行)

第三条 県民投票は、知事が執行するものとする。

2 知事は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百八十条の二の規定に基づき、協議により、その権限に属する県民投票の管理および執行に関する事務を宮城県選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」という。）ならびに宮城県内の市町村および各市区町村の選挙管理委員会に委任するものとする。

(県民投票の期日)

第四条 県民投票の期日（以下「投票期日」という。）は、国が東北電力女川原子力発電所二号機に対して原子炉設置変更許可を出してから、知事が原子炉設置変更への事前了解の申し入れに対して東北電力に回答するまでの期間において、知事が定める。

2 知事は、前項の規定により投票日を定めた時は、選挙管理委員会に対して、速やかに通知しなければならない。

(県民投票の公示)

第五条 選挙管理委員会は、前条の規定による通知を受けたときは、投票日の七日前までにこれを告示しなければならない。

(投票資格者)

第六条 県民投票における投票の資格を有する者（以下「投票資格者」という。）は、投票日において宮城県内の市町村に住所を有し、次の各号のいずれかに該当する者であつて、規則で定めるところにより調製する投票資格者名簿に登録された者とする。

一 年齢満十八歳以上の日本国籍を有する者で、その者に係る宮城県内の市町村の住民票が作成された日（他の都道府県から県内の市町村に住所を移した者で住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第二十二條の規定により届け出をしたものについては、当該届出をした日）から引き続き三月以上、当該市町村の住民基本台帳に記載されているもの（宮城県内で当該住民票の異動があつた場合も含む。）

2 次の各号に掲げる者は、県民投票の投票権を有しない。

一 禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者。

二 禁錮以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）

（投票資格者名簿）

第七条 県民投票を行うに当たつて、県は市町村に対して県民投票の実施に関わる事務の取扱の委任に関わる協議を申し入れ、市町村の選挙管理委員会が前条の規定に関して投票資格者名簿を調製し、県民投票を実施できるようにしなければならない。

2 投票資格者名簿は、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもつて調製することができる。

3 その他、投票資格者名簿の調製に関し必要な事項は、規則で定める。

（一人一票・秘密投票）

第八条 県民投票は秘密投票とし、投票は一人一票とする。

（投票期日・自書投票の原則）

第九条 投票資格者は自ら、投票期日に、規則で定める県民投票を行う場所（以下、投票所という。）に行き、投

票資格者名簿又はその抄本の対照を経て、投票しなければならない。

(期日前投票・不在者投票)

第十条 前条の規定に関わらず、投票期日に自ら投票所に行くことが出来ない投票資格者は、第五条に定める県民投票の告示後、期日前投票又は不在者投票を行なうことができる。

2 期日前投票及び不在者投票に関し必要な事項は、規則で定める。

(投票用紙の交付及び様式)

第十一条 投票用紙は、投票期日、投票所において投票人に交付しなければならない。

2 投票用紙には予め、賛成の文字及び反対の文字を印刷しなければならない。

3 投票用紙の様式に関し必要な事項は、規則で定める。

(投票の方式)

第十二条 投票人は、東北電力女川原子力発電所二号機の稼働に賛成するときは投票用紙の賛成欄に、反対するときは投票用紙の反対欄に、自ら○の記号を記載して、投票箱に入れなければならない。

(代理投票・点字投票)

第十三条 身体の故障その他の事由により、自ら投票用紙に○の記号を記載することができない投票人は、代理投票をすることができる。

2 点字による投票の方法は、規則で定める。

(投票の効力の決定)

第十四条 投票の効力の決定に当たっては、次条の規定の趣旨に著しく反しない限りにおいて、その投票をした

者の意思が客観的に明らかであれば、その投票を有効とする。

(無効投票)

第十五条 次の各号のいずれかに該当する投票は、無効とする。

- 一 所定の投票用紙を用いないもの
- 二 ○の記号以外の事項を記載したもの
- 三 ○の記号のほか、他事を記載したもの
- 四 ○の記号を投票用紙の賛成欄及び反対欄に重複して記載したもの
- 五 ○の記号を投票用紙のいずれの選択肢の欄に記載したのか判別し難いもの
- 六 何も記載していないもの

(県民投票の事務)

第十六条 知事は、県民投票に当たり、有権者の投票行動に資する県民投票公報の作成、県民投票広報広告その他県民投票の広報に関し必要な事務を行う。

2 県民投票公報及び県民投票広報広告の原稿を作成する場合には、賛成意見及び反対意見を公平かつ平等に扱わなければならない。

3 県民投票公報は、投票資格者名簿に登録された者の属する各世帯に対して、投票期日の七日前までに、配布しなければならない。

(県民投票広報協議会)

第十七条 宮城県議会に、県民投票広報協議会を置く。

2 県民投票広報協議会の員数は十五名とする。委員は、宮城県議会各会派の所属議員数の比率により各会派に割り当て選任する。

3 県民投票広報協議会は、知事が県民投票公報の原稿を作成するにあたり、意見を述べることができる。  
(県民投票広報協議会の議事運営)

第十八条 県民投票広報協議会の議事、運営その他の事項は、各会派が協議の上定める。

(県民投票運動及びその規制)

第十九条 何人も、県民投票に関する投票運動（投票案件に対し賛成または反対の投票をするよう、またはしないよう勧誘する行為。以下「県民投票運動」という。）、その他意見の表明を、自由に行うことができる。ただし、買収、脅迫等、県民の自由な意思を拘束し、または不当に干渉するものであってはならない。

2 公務員が行う県民投票運動および投票案件に係る意見の表明並びにこれらに必要な行為については、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三十六条第一項から第三項までの規定、その他公務員の政治的行為を制限する法律上の規定は、適用しない。

(投票及び開票)

第二十条 前条までに定めるもののほか、投票時間、投票場所、投票立会人、開票時間、開票場所、開票立会人その他県民投票の投票および開票に関し必要な規定は、規定で定めるほか、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）、公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）および公職選挙法施行規則（昭和二十五年総理府令第十三号）の規程の例による。

(投票結果の告示等)

第二十一条 選挙管理委員会は、開票を行い投票結果が確定したときは、直ちにこれを公示するとともに、当該告示の内容を知事および県議会議長に報告しなければならない。

(投票結果の尊重)

第二十二条 県民投票において、有効投票総数の過半数の結果が、投票資格者総数の四分の一以上に達したときは、知事および県議会は投票結果を尊重し、東北電力、国および関係機関と協議して、東北電力女川原子力発電所二号機の稼働の是非に関して、投票結果に示された県民の意思が正しく反映されるように努めなければならない。

(規則への委任状)

第二十三条 この条例に定めるもののほか、県民投票の施行に関し必要事項は、規則で定める。

2 前項の規則は、本条例施行の日から、二十日以内に制定しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(失効)

2 この条例は、知事が原子炉設置変更への事前了解の申し入れに対して東北電力に回答した翌日から起算して九十日を経過した日にその効力を失う。

## 別紙

直接請求に係る条例案（以下「条例案」という。）は、東北電力株式会社女川原子力発電所二号機の稼働の是非に関し、県民の意思を明らかにするため、県民による投票を行い、有効投票総数の過半数の結果が投票資格者総数の四分の一に達したときは、知事及び県議会はその結果を尊重して、県民の意思が正しく反映されるよう努めることを定めるものである。

この度、東北電力女川原子力発電所二号機の稼働の是非に係る県民投票条例の制定が、十一万人を上回る県民の署名により請求されたところであり、その意義を大変重く受けとめるものである。

その上で、条例案を慎重に検討した結果、以下の課題があるものと考える。

## 一 原子力発電所の稼働の是非を県民投票で判断することについて

エネルギーは人間のあらゆる活動を支える基盤であり、国民生活、産業活動を維持するための礎となっているが、島国である我が国は、資源が少なくほとんどのエネルギー源を海外からの輸入に頼っており、海外においてエネルギー供給上の何らかの問題が発生した場合、我が国が自律的に資源を確保することは難しいという根本的な脆弱性を有しているとされている。

そのような中、国策として原子力政策が進められてきた経緯があり、第五次エネルギー基本計画では、電力供給において、原子力は準国産エネルギーとして優れた安定供給性を有することが述べられており、安全性の確保を大前提に長期的なエネルギー需給構造の安定性に寄与する重要なベースロード電源とされている。

原子力発電所の稼働の是非については、このようなエネルギー安全保障、経済に与える影響のほか、地球温暖化対策、外交問題なども複雑に絡みあった国家の将来に多大なる影響を与える問題であることから、これか

らも国が責任をもって判断すべきである。

国は、現在停止している原子力発電所について再稼働を進める際、立地自治体等関係者の理解と協力を得るよう取り組むとしており、先行事例においては、再稼働の方針を示した後に立地県に対し同意を求めている。この同意については、住民の多様な意見を反映して判断すべきものである。女川原子力発電所二号機の再稼働に関する本県の判断にあたっては、国策としてのエネルギーの在り方、県としての地球温暖化対策の取組の考え方、原子力発電所の安全性に関する県としての確認結果、そして原子力発電所設置の経緯や地域に果たす役割などについて、地域住民の意見を踏まえて、多様な観点からの議論が必要であることから、県議会における議論が有益であると考える。そして、その上で県議会や立地市町をはじめとする県内の市町村長の意見をしっかりと伺い、知事が判断することが、多様な意見を踏まえた妥当な判断に繋がるものと考ええる。

条例案第十二条においては、投票の方式として、投票用紙の賛成欄又は反対欄に「○」の記号を記載して自らの意思を表明することとしているが、女川原子力発電所二号機の稼働の是非については、エネルギー問題に対する考え方による賛否や地域経済への影響に対する考え方による賛否、地球温暖化に対する考え方による賛否のほか、条件付き賛否等の様々な意見があるものと思われる。したがって、単に「賛成」又は「反対」の選択肢では、県民の多様な意思が正しく反映できないと思料される。

また、条例案第二十二条において、賛成又は反対の数で示された投票結果のみをもって、「知事および県議会は投票結果を尊重し」、「稼働の是非に関して、投票結果に示された県民の意思が正しく反映されるように努めなければならない」とすることは、国の再稼働の方針に対する同意に関する判断について、県議会において行われるべき多様な観点からの議論に大きな制約を与えかねないものと思料される。

## 二 執行上の課題

県民投票を執行するにあたり、当該条例案には、以下のとおり法的な課題が見受けられる。

まず、条例案第三条第二項において、地方自治法（以下「法」という。）第百八十条の二の規定に基づき、知事は、県民投票の管理及び執行に関する事務を県選挙管理委員会並びに県内市町村及び市区町村選挙管理委員会に委任するものとされている。しかしながら、知事の権限に属する事務の一部を市町村及び市区町村選挙管理委員会が処理するためには、法第二百五十二条の十七の二に規定する手続きにより、市町村長が知事より事務の移譲を受け、その上で、当該市町村長から市区町村選挙管理委員会へ法第百八十条の二の規定により委任の手続きを行うことが必要になることから、根拠条文等に誤りがある。

次に、条例案第十九条第二項では、公務員が行う県民投票運動や意見の表明等について、公務員の政治的行為を制限した地方公務員法等の規定の適用を除外しているが、このことは、法令に違反しない限りにおいて条例を制定することができるとする法第十四条第一項の規定に抵触する可能性がある。

また、投票資格者名簿の調製や投票票事務については、県だけで担うことは困難であり、県内市町村及び市区町村選挙管理委員会の協力が不可欠であるが、市町村及び市区町村選挙管理委員会が円滑な事務執行を行うにあたり、当該条例案には、以下の運用上の課題がある。

まず、条例案第六条第一項に規定する投票資格者について、引き続き三月以上宮城県内の市町村に住所を有する者とし、さらに括弧書きで、宮城県内で当該住民票の異動があった場合も含むとされている。この括弧書きが「通算して三月以上宮城県内に在住する者を含む」という趣旨であれば、公職選挙法の規定と異なる扱いとなるため、投票資格者を特定するにあたり、選挙人名簿と異なるシステムの構築が必要となる可能性が高く、

さらに、異動前の県内市町村における在任期間の確認を要するなどこれまで行つたことのない事務作業が生じ、市町村及び市区町村選挙管理委員会の負担が増すことが懸念される。

次に、条例案第十六条第三項では、県民投票公報を投票資格者名簿に登録された者の属する各世帯に対して、投票期日の七日前までに配布しなければならぬとされているが、条例案第五条に規定する告示の日と同日となつており、配布するための十分な期間が設けられていない。

上記のほか、条例案第十条第一項では、期日前投票や不在者投票の開始の時期が明確ではない点、条例案第二十三条第二項では、規則の制定時期が条例施行の日から二十日以内とされ制定のための十分な期間が設けられていない点が挙げられる。

平成三十一年二月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩